

ラジオ放送レポート

ラジオ関西
R4.4.26

「4月からの診療報酬改定について」

令和4年4月26日放送／兵庫県薬剤師会 副会長 西田 英之
兵庫県薬剤師会 副会長 三宅 圭一

2022年4月に2年に一度の診療報酬改定があり、薬価の見直しや、症状が安定している患者について3回を上限として利用できるリフィル処方せんが始まりました。一方新型コロナウイルス感染では感染力が強いオミクロン株からステルスオミクロンBA.2、XEと呼ばれる変異型の新規感染者が報告されています。そのような中、国内4種類目のコロナワクチンが承認されました。



Q1：医療機関の現状は？

コロナワクチン2回目接種から6か月を経た方への3回目の接種が推進されているという状況です。また5歳から11歳の接種も始まりました。6波のピークを越えたものの新規感染者は相変わらず発生しています。感染状況として子供から家族全員が感染したといった事例が多いです。連休にかけ人の接触機会が増えると、さらなる感染拡大があり得るので年代を問わず接種できる時期が来たら早めに打ってほしいと思います。

Q2：診療報酬や調剤報酬改定による変化

2年に1度の診療報酬と調剤報酬がこの4月1日に改定が施行されました。いくつかの変更点や追加がありましたが、毎年改定の薬価の見直しも同時に行われ、診療報酬では本体プラス0.43%で内訳として、看護の処遇改善にプラス0.2%、不妊治療の保険適用にプラス0.2%、地域医療の確保、質の向上のための財源としてプラス0.23%が確保されています。また、薬価と医療材料についてはマイナス1.37%でした。医療費全体としてはマイナスになり、4月から、医療費の負担が変わった方もおられると思います。今回の改訂ポイントは

- ① 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築
- ② 安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進
- ③ 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現
- ④ 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

となっています。

また、薬局にかかわる調剤報酬改定ではトピックスとして

【1】新設された3つの報酬（薬剤調整料、
調剤管理料、服薬管理指導料）

【2】地域支援体制加算の変化

【3】リフィル処方箋の開始

【4】オンライン服薬指導

【5】後発医薬品体制加算の見直し

【6】在宅薬学管理の推進に伴う見直し
があげられます。



Q3：国民の皆様に対する影響は？

診療報酬とは、医療機関に対価として支払われる費用のことです。厚生労働大臣が定めた医療行為一つひとつの点数を合計し、1点＝10円で金額が算出されます。医療機関を受診したときに領収書とあわせて受け取る「診療明細書」で、この医療行為一つひとつの点数を確認することができます。

算出された金額のうち、私たちは自己負担分(原則3割/年齢や収入によって異なる)を窓口で支払い、残りを加入している医療保険者が負担します。この診療報酬の点数は、原則として2年に一度改定が行われており(薬価のみ毎年改定)、今回の改定による新しい点数は2022年4月1日から適用となりました。

診療報酬の点数が下がれば、医療費の自己負担も下がるし、これまで自由診療だったものが公的医療保険の適用となると大きな自己負担減となります。

・不妊治療の金銭的負担が減る。公的保険適用範囲が拡大へ

子どもを望む方々が、有効で安全な不妊治療を受けられるようにするために、不妊治療の公的医療保険の適用範囲が拡大されます。体外受精・顕微授精は治療をはじめる時点で、女性の年齢が43歳未満であることが条件となっています。治療をはじめる時点で、女性の年齢が40歳未満である場合は6回に限り、40歳以上43歳未満である場合は3回に限り対象となります。これにより、見通しの立てにくかった不妊治療にかかる費用がわかりやすくなり、妊娠を望む方の経済的負担が軽減されることが期待されます。

Q4：リフィル処方箋とは

症状が安定している患者については、医師の処方により一定期間内に処方箋を繰り返し利用できるリフィル処方箋の仕組みが導入されることになりました。処方箋の使用回数の上限は3回までで投薬量に限度が定められている医薬品及び湿布薬については、リフィル処方箋による投薬を行うことはできません。リフィル処方箋の導入により、慢性疾患で同じ薬を処方されている場合などは、薬をもらうためだけの診察が不要になるため、これまでかかっていた受診料を減らせる可能性があります。ただし、これからの制度ですべての医療機関で実施されるわけではありません。

【留意事項】

①保険医療機関の保険医がリフィルによる処方が可能と判断した場合には、処方箋の「リフィル可」欄にレ

点を記入する。

- ②リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回までとする。また、1回当たり投薬期間及び総投薬期間については、患者の病状等を踏まえ、個別に医学的に適切と判断した期間とする。
- ③保険医療機関及び保険医療費担当規則において、投薬量に限度が定められている医薬品及び湿布薬についてはリフィル処方箋による投薬を行うことはできない。
- ④リフィル処方箋による1回目の調剤を行うことが可能な期間については、通常の処方箋の場合と同様とする。2回目以降の調剤については、原則として、前回の調剤日を起点とし、当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内とする。

リフィル処方箋はコロナ対策に繋がりますがこの他にも、初診からオンライン診療が可能になり、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2020年4月に特例措置としてオンライン診療が認められました。今回の改正で、特例措置ではなく、初診からオンライン診療が可能となります。

情報通信機器を用いた診療を行うための新たな施設基準も設けられ、薬局においてはオンライン服薬指導も。また、湿布薬については、処方できる枚数の上限を、1処方につき70枚から63枚に見直されました。

Q5：国内4種類目のコロナワクチン

組み換えコロナワクチンの薬事承認。新型コロナウイルス用のワクチンとして国内では4種類目となる米国ノババックス社製の「ヌバキソビッド筋注」（一般名：組換えコロナウイルス〔SARS-CoV-2〕ワクチン）が4月18日、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会で承認を了承され、4月19日に厚生労働大臣が製造販売承認しました。既に1億5000万回分の供給契約を結んでおり、ノババックス社から技術移転を受けて武田薬品工業が山口県光市の工場で製造・販売するため、安定供給に期待されています。今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で予防接種法に基づく予防接種に位置づけるかどうかについても検討され、地方自治体に対しては、5月下旬から配送するなどの接種体制が構築されています。接種対象者は18歳以上で、初回免疫では他の製品と交差接種とはせずに3週間の間隔で1回0.5mLを接種。追加接種は「流行状況や個々の背景因子等を踏まえて」判断し、2回目接種から少なくとも6カ月経過後に3回目接種を行うことができます。現在流行中のオミクロン株への有効性については、厚労省は「中和抗体価が若干低いものの一定の値は認められる」としています。

Q6：第7波に備えて

新型コロナウイルスの新規感染者数が全国的に再び増加傾向に転じつつあります。

「『第7波』の始まり」との見方もあり、政府は感染者が急増している若年層へのワクチン接種を推進しています。リバウンド要因とみられるのが、感染力がより強いとされるオミクロン株の別系統「BA.2」。軽症者が多いオミクロン株の特徴も踏まえ、「波」を低く抑え、経済活動との両立をいかに図るかに移りつつあります。

対策のポイントと目されるのが「特に感染増加が顕著」な若者へのワクチン追加接種です。65歳以上の3回目接種完了は8割を超えたが、全体では5割で、10～20代の接種を促しています。

米ノババックス社製の新型コロナウイルスワクチンについて、国内で使えるワクチンとしては、米ファイザー、米モデルナ、英アストラゼネカに続き4種類目で、先行の3種とはタイプが異なる「組み換えたんぱくワクチン」で、従来のワクチンではアレルギー反応が起きる人にも使えるとされています。新型コロナウイルスワクチンの4回目接種については、3回目から5か月後に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある人に限定して進めるべきだとされています。ワクチンの主な目的は重症化予防であり、3回目を打った人は年齢にかかわらず重症化するリスクが低いことが分かっています。

Q1, 5, 6は西田が、Q2, 3, 4は三宅が主にお答えしました。。

(コロナ治療施設の情報や最新ニュースを話題に生放送をしていますので、参考文献等は省略させていただきます。)



毎月最終火曜日、12時15分頃から10分間（生放送につき多少前後します。）
兵庫県薬剤師会が担当して、健康や薬についてお話ししています。

スマートフォンやパソコンなどから「radiko」の利用で放送後一週間以内なら
手軽に聴けますのでぜひお聴き下さい。